

令和6年第4回碧南市教育委員会定例会 会議録

1 日時 令和6年4月18日(木) 午後2時から午後3時15分まで

2 場所 碧南市役所4階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 岡本 明弘、委員 伊藤 正幸、委員 大村 幸、委員 榊原 京子、
教育長 生田 弘幸

(2) 事務局職員

教育部長 山田 昌宏、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 森川 和浩、
生涯学習課長 鈴木 善三、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 杉浦 宏真、
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 井上 貴光、同係主査 長崎 裕司

4 傍聴者 0人

5 議案

(1) 報告事項

- ア 3月議会総括質疑内容及び回答について
- イ 小中学校みどりの学校の実施について
- ウ 令和6年度「県民の日学校ホリデー」の実施について
- エ 教育相談事業報告について

(2) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に大村幸委員と榊原京子委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第4 議案

報告事項ア 3月議会総括質疑内容及び回答について

関係課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡 本 委 員 校務支援システム、クラウドシステムかと思いますが、市としてクラウドシステムを入れてやっていけますか。タブレットからクラウドシステムに入ることや、スマートフォンの出退勤のクラウドシステムなど計画されるかと思いますが、日誌や日報等を統一的に碧南市全体でシステム化して行っていくのですか。

庶 務 課 長 校務支援システムは以前から導入しており、市役所にあるセンターサーバに繋がっています。

スマートフォンで行う教職員の出退勤のシステムは、現在、使用しておりません。

タブレットの回線と校務支援システムの回線は別回線となっていますが、一部、クラウド化していく流れはあります。

岡 本 委 員 市役所にあるサーバーにアクセスをしているということですか。市役所は高台にあるので危険リスクは大丈夫ですね。

伊 藤 委 員 発達障害傾向の子どもが増えてきており、スクールアシスタントを増員されているかと思いますが、特別支援学級の1クラスあたりの定員は何名ですか。発達障害の子どもが増えていった場合、教員の数を増やすことは可能ですか。

学校教育課長 特別支援学級は、1クラス最大8名です。

教員については、国で定められた定数があります。市独自に増員ということはやっておりません。スクールアシスタントもいますが、特別支援学校との連携や、教師の資質向上を図って、対応をしたいと思います。

伊 藤 委 員 発達障害の児童生徒8名を、1人の教師が見るのは難しいのでしょうか。教員の定員を増やすアプローチを国や県にすることは可能ですか。また、現状、対応できていますか。

学校教育課長 たくさんの手があればありがたいのですが、決められた中

で、プロとして取り組んでおります。

榊原委員 部活動支援について、子の親が経験者で外部講師を行っている事例もあるかと思いますが、子の親ですとその子が卒業するとやめてしまう懸念があります。毎年募集をしていかないといけないかと思いますが。外部講師との連携を構築して進めていただけると良いかと思います。

学校教育課長 各種目の専門家は、各団体から紹介をいただき、技術指導等を中心として、頼りにしております。ただ、地域移行を考えますと、指導だけではなく、見守りや支えが必要です。そのため、小学校教員や市役所職員にも募って手伝っていただいております。

また、コーチは誰でも良いわけではありません。お願いする際は、学校管理職が面談を行い、いくつかの決まり事を了承いただいたうえで、お願いしております。また、講師向けの研修会も開いております。

岡本委員 デジタル教科書の導入ですが、教師の教え方は変わるのですか。

学校教育課長 紙媒体もいいのですが、大きな画面で見られて鮮明であり、自分が見たいタイミングで見られるという良さがデジタル教科書にはあります。一人調べで効果を発揮しますし、児童生徒の意欲関心は高まっているかと思うので、上手に活用していきます。

また、基本的に教師の対応は同じですが、授業の工夫のため、専門的な使い方を研修しながら深めている状況です。

審議の結果、了承された。

報告事項イ 小中学校みどりの学校の実施について

学校教育課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項ウ 令和6年度「県民の日学校ホリデー」の実施について

学校教育課長が資料 3 に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項エ 教育相談事業報告について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

《午後 3 時 10 分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後 3 時 11 分 再開》

審議の結果、了承された。

(午後 3 時 15 分 閉会)

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和 6 年 5 月 30 日

委員

委員